

6次産業化農産加工技術講座研修業務委託 仕様書

1 目的

新たな農業ビジネスの創出と所得向上を目的に、農業者等を対象に6次産業化に必要な農産加工品等の知識および技術を習得するため、秋田市園芸振興センター施設内の加工研修室等を使用して、6次産業化に関する加工技術講座研修を業務委託する。

2 業務名

6次産業化農産加工技術講座研修業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで

4 研修実施場所

秋田市園芸振興センター（秋田市仁井田字小中島111番地1）内研修棟および加工研修室。

※同センターの平面図および設置する調理機器等備品一覧は別添1、2を参照。

5 業務委託内容

初めて受講する方向けの「初級者コース」と、これまで本研修に参加したことがあり、かつ6次産業化に着手する予定、あるいは既に実践している方向けの「ステップアップコース」の2コースの研修を実施する。

なお、本業務に関する委託内容は、以下の項目とし、プログラムの内容については、別添3「初級者用研修プログラム（講座・実習）案」、および別添4「ステップアップ用研修プログラム（講座・実習）案」を参考にし、実施すること。

- (1) 受講生募集（農業者および事業者への呼びかけ、自社ホームページ、SNS等を利用）
- (2) 研修講師の手配、連絡調整、および講師の送迎（旅費・謝礼の手配を含む）
- (3) 研修資料の事前手配、印刷等
- (4) 研修当日の会場設営、実施
- (5) 講師および市が指定する加工実習用食材、必要調理器具、消耗品等の手配
- (6) 受講感想アンケートの作成、配布、回収、取りまとめ
- (7) 業務完了報告書の作成および提出

6 委託経費

5にかかる費用のほか、下記の経費を業務委託料に含める。

(1) 加工実習用材料費

材料にかかる費用は、初級者コースとステップアップコースで、合わせて4万円（税込）までとする。

なお、4万円（税込）を超えた場合には、受講者に材料費を負担してもらうこととする。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策費

各回における感染予防のための検温、手洗い、アルコール消毒、アクリル板設置等の対策にかかる経費。

(3) 参加者にかかわる傷害保険加入費

参加者が急激、偶然かつ外来の事故により怪我をした場合に対象となる保障内容の「レクリエーション参加者傷害保険」への加入。

7 研修の受講対象

(1) 初級者コース

6次産業化を目指す農業者または加工事業者。

(2) ステップアップコース

過去に本研修を受講したことがあり、かつ6次産業化に着手する予定あるいはすでに実践している者。

8 研修内容等

(1) 初級者コース（通年全8回）

6次産業化に必要な農産加工品等の知識や技術を習得するための座学講座と加工実習を組み合わせた内容とし、講師は本市が指定する者、または同等レベルの者とする。

※講座、実習の詳細については、別添3「初級者用研修プログラム（講座・実習）案」を参照。

実施期間は、令和4年8月1日から令和5年2月28日の間とし、定員は10名程度とする。

ア 座学講座

(ア) 食品営業許可制度、HACCPに沿った衛生管理（漬物製造者向けと菓子、惣菜製造業者向けの2種類に分けて実施）

(イ) 農産加工の基礎知識

(ウ) 農産物生産から加工品製造までの原価計算の考え方

(エ) 商品を美しく見せる写真の撮り方

(オ) 食品表示、栄養成分表示の計算方法

イ 加工実習

(ア) 農産物の1次加工

(イ) 農産加工実習（地元産品を使用した加工品の作り方）

(2) ステップアップコース（通年全6回）

自身で生産しているものあるいは、本市産の農産物等をメインとした食材を用いた商品開発を行うための実践研修とする。講師は本市が指定する者、または同等レベルの者とする。

※講座、実習の詳細については、別添4「ステップアップ用研修プログラム（講座・実習）案」を参照。

実施期間は、令和4年10月1日から令和5年2月28日の間とし、定員は4名程度とする。

ア 座学講座

(ア) 農産加工の基礎知識（初級者コースと合同）

(イ) デザイン講習

(ウ) 商品を美しく見せる写真の撮り方（初級者コースと合同）

(エ) 販売講習

イ 加工実習

(ア) 個別相談

(イ) 農産加工実習

9 業務完了報告書

本業務の全ての業務完了の後に、業務の実施状況が確認できる報告書および写真等の記録を整理し、業務完了報告書を作成・提出すること。

10 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後または契約解除後も同様とする。

11 その他、特記事項

(1) 受託者は、業務の遂行にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(3) 受託者は、契約締結後、速やかに研修実施計画書を提出すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。

(5) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めると

ともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(6) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。